

2017年10月26日

桐原書店 事業譲渡事件（平成27年不第84号事件）

組合活動の正当性を認める画期的な東京都労働委員会救済命令に対する声明

桐原ユニオン

日本出版労働組合連合会

ピアソン桐原争議弁護団

1. 桐原書店事業譲渡事件の概要

株式会社桐原書店は、高等学校向け英語・国語教科書、学習参考書・問題集を発行する出版社であり、本件に先行し、組合は桐原書店とピアソン・ジャパンを被申立人として不当労働行為救済申立てを行っていた（平成27年不第5号事件）。その事件の審査中の2015年8月、会社は事前協議もなくTAC株式会社への事業譲渡を強行し、全従業員の解雇を通知した。組合は雇用確保を求めるとともに、著者に対して組合への理解・協力を働きかけたところ、会社は組合に対してさまざまな支配介入を行った。これが不当労働行為として問われたのが本件である。

2. 東京都労働委員会命令

東京都労働委員会は、平成27年不第84号事件の一部について10月25日、組合の主張を概ね認め、「被申立人株式会社桐原書店は、自ら若しくはその管理職をして、申立人桐原ユニオンの活動を非難し、従業員間で同組合への批判的な意見の醸成を図ったり、同組合内部の意思形成に介入したり、同組合の組合員に対し、同組合からの脱退を勧奨するなどして、同組合の組織運営に支配介入してはならない。」とし、謝罪文については、掲示板への掲示および社内ブログへの掲載を命じた。

3. 本命令の意義

今回の東京都労働委員会命令は、著者への働きかけなどの組合活動が、雇用を守るための正当な組合活動であることを認め、会社による管理職を使つての組合批判などが、支配介入の不当労働行為に当たるとして明確に判断したものである。そして、命令主文にあるように、将来にわたって予想され得る会社の支配介入行為を網羅的に示して、不作為命令を出した点でも高く評価できるものである。昨今、企業が行う事業譲渡などの企業組織再編について、それが労働者の雇用と権利を蔑ろにしているが、本命令は、辛酸をなめてきた労働者・労働組合を勇気付けるものでもある。

最後に、私たちは、会社に対して命令を速やかに履行し、労使関係の健全化のため争議の全面解決を強く求めるものである。

以上